官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条及び附属書Gに基づく資金の提供に関する書簡の交換に関する件（**外務**八〇）　一
○ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**八一）　二
○ベトナム社会主義共和国における脆弱な地域における洪水及び土砂災害に対する強靭性強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（**同**八二）　四
○保安林の指定をする件
（**農林水産**二八七～三〇二）　五
○道路に関する件
（**関東地方整備局**五八、五九）　五
○都市計画に関する件（**同**六〇～六三）　五
○利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件
（**関東地方整備局**五八、五九）　五
○道路に関する件
（**北陸地方整備局**二五）　五
○道路に関する件
（**中部地方整備局**一八）　五
○道路に関する件
（**九州地方整備局**一八）　五
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（**岐阜県公安委**二）　六
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（**愛知県公安委**三）　六
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（**三重県公安委**四）　六
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（**京都府公安委**二三）　六
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（**兵庫県公安委**四四）　六
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（**岡山県公安委**一六）　六
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（**宮崎県公安委**一九）　六
〔**国会事項**〕
内閣　船舶活用医療推進本部事務局　六
〔**人事異動**〕
官庁事項　七
〔**皇室事項**〕
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　七
〔**官庁報告**〕
船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施（総務省）　八
登録電子海図情報表示装置講習の登録に関する公示（国土交通省）　九
登録船舶職員養成事務の廃止に関する公示（同）　九
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　九
日本国に帰化を許可する件
（法務省告示配三六）　一〇
〔**公　告**〕
諸事項　一〇
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　一三

その他告示

○外務省告示第八十号

令和八年二月二十日に東京で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条及び附属書Gに基づく資金の提供に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

令和八年三月五日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に言及する光栄を有します。

同協定第七条2は、日本国政府が、同協定の実施に関連するアメリカ合衆国政府の行政事務費及びこれに関連がある経費として、アメリカ合衆国政府に随時円資金を提供すべきことを定めています。

また、同協定附属書G3は、日本国の毎会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担としての日本円の価額については、同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れた上、両政府の間で合意すべきことを定めています。

よって、本大臣は、日本国の令和七会計年度における前記の金銭負担の額に関し、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの日本国の会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担の額は、同年度に同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れて、一億二千三百三十一万四千円（一二三、三一四、〇〇〇円）とする。

本大臣は、更に、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年二月二十日に東京で

日本国外務大臣　茂木敏充

アメリカ合衆国特命全権大使

ジョージ・グラス閣下